

水質関係規制法令の手引き

令和4年3月

尼崎市経済環境局環境部環境保全課

目次

第1 水質関係規制法令の概要	1
1 水質汚濁防止法の目的及び概要	1
(1) 目的	1
(2) 用語の定義	1
(3) 概要	2
2 濱戸内海環境保全特別措置法の目的及び概要	3
(1) 目的	3
(2) 概要	3
3 環境の保全と創造に関する条例の目的及び概要	4
(1) 目的	4
(2) 概要	4
第2 特定施設設置等の届出、許可	5
1 水濁法及び濱戸法に基づく特定施設設置等のフローチャート	5
2 水濁法に基づく届出	6
(1) 届出の種類	6
(2) 届出の方法	10
3 濱戸法に基づく許可申請、届出	11
(1) 届出・申請の種類	11
(2) 事前評価制度について	12
(3) 申請・届出の方法	16
4 兵庫県条例に基づく届出	17
(1) 届出	17
(2) 設備基準	18
(3) 届出の方法	18
第3 排水規制	19
1 排水基準等	19
(1) 濃度規制	19
(2) 総量規制	20
2 地下水浄化措置	21
第4 構造基準等（地下水汚染未然防止）	22
1 構造基準等の遵守義務	22
2 構造等に関する定期点検の実施	22
3 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法等	23
(1) 施設本体が設置される床面及び周囲	23
(2) 施設本体	24
(3) 地上配管等（配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ）	25
(4) 地下配管等（配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ）	26
(5) 排水溝等（排水溝、排水ます、排水ポンプ等の排水設備）	27
(6) 地下貯蔵施設	28
(7) 使用の方法	29
(8) 定期点検等の記録事項	30

第5 事故時の措置等	31
1 水濁法に基づく事故時の措置	31
2 兵庫県条例に基づく事故時の措置	31
3 無過失責任	31
4 事業者の責務	31
第6 その他	32
1 罰則	32
2 関係法令	34

卷末資料

資料1 有害物質、生活環境項目、油、指定物質	35
1 有害物質	35
2 生活環境項目	35
3 油	35
4 指定物質	36
資料2 特定施設	37
1 水濁法が定める特定施設	37
2 兵庫県条例が定める特定施設	45
3 ダイオキシン類対策特別措置法が定める特定施設	46
資料3 排水基準	48
1 国が定める排水基準	48
2 県が定める排水基準（上乗せ排水基準）	50
3 兵庫県条例が定める排出基準	57
4 ダイオキシン類に係る排出基準	58
5 凈化基準（地下水の水質浄化措置命令に係る基準）	59

平成29年3月作成

平成30年11月一部改定

令和2年8月一部改訂

令和4年3月一部改訂